

カタギ食品株式会社

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間 令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 31 日

2. 当社の課題

- 課題 1： 職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度（育児休業を除く）が十分ではない
課題 2： 労働者の各月ごとの平均残業時間等が特に長い月がある

3. 目 標

- ・ 短時間正社員制度の利用実績を男女ともに（対象となる層の）5%以上とする
- ・ 労働者全体の残業時間を月平均15時間以内とする
- ・ 有給休暇取得率を70%以上とする

4. 取組内容と実施時期

取組 1： 男性の育児休業や看護休暇取得等の両立支援制度利用を推進する取組を行う

- 令和 4年 8月～ 出生時育児休業制度新設に伴い、育児休業規程の見直しを実施
- 令和 4年 10月～ 規程改訂を実施すると共に従業員への周知を行う
- 令和 5年 4月～ 取得実績等の集計・分析を実施

取組 2： 短時間勤務制度を柔軟に運用する（本人の希望に基づく一定上限内でのフレキシブルなフルタイム勤務を実施する）

- 令和 4年 8月～ 社内アンケートなどによる従業員の認識および希望を把握
- 令和 4年 10月～ 規程の見直しを実施
- 令和 5年 3月～ 規程改訂を社内報などにより従業員への周知を行う
- 令和 5年 4月～ 該当従業員への取得の呼び掛け

取組 3： 長時間残業を削減するための意識啓発を行う

- 令和 4年 4月～ 時間外の状況を各部門に開示
- 令和 4年 6月～ 勤怠システムのリニューアル、一部の部門より管理職への見える化を実施
- 令和 4年 10月～ 管理職に意識付け、勤怠システムの拡張により対象部門追加
- 令和 5年 4月～ 勤怠システムを全社化し、各部門にて削減への呼び掛け

取組 4： 有給休暇取得を推進する取組を実施する

- 令和 4年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を各部門に開示
- 令和 4年 6月～ 勤怠システムのリニューアル、一部の部門より管理職への見える化を実施
- 令和 4年 10月～ 管理職に意識付け、勤怠システムの拡張により対象部門追加
- 令和 5年 4月～ 勤怠システムを全社化し、各部門にて取得への呼び掛け